第20回オンライン勉強会

社労法務システムで行う
年末調整業務の流れ2026

2026年11月12日（木）13:30～14:20

年末調整アップデートスケジュール

	日程	社労法務システム	イージアZERO
済 第一弾	10月 9日（金）	令和8年度版帳票対応 令和9年度扶養控除等 （異動）申告書出力	令和8年・令和9年申告書 入力依頼送信
第二弾	11月13日（金）	年末調整基本データ作成 年末調整給与データ作成 年末調整データ入力	社労法務システムへの 年末調整申告書データ送信 次年度扶養控除申告書データ送信
第三弾	11月27日予定	年末調整年税額算出 各種帳票印刷　/　算入処理	
第四弾	12月上旬予定	給与支払報告書ﾌｧｲﾙ作成 給与支払報告書（総括表） 支払調書	

詳しくは
FAQ：821【社労法務】年末調整　令和8年（2026年版）年末調整アップデートスケジュール

11月30日以前に年末調整を行う場合

税制改正前の控除額での年末調整には対応しておりません

♦国税庁年末調整計算シート
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm

♦令和8年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A
https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf

（Q6-1抜粋）
年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際に行うこととされていますので、令和8年分の最後の給与を令和8年 11 月 30 日以前に支払った場合の年末調整においては、改正後の控除等は適用されません
このため、その給与の支払を受けた人が改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告等をする必要があります

【年末調整】―「年末調整年税額確認」メニュー
計算結果を「全項目手入力修正」することで、
源泉徴収票などの帳票類の出力・算入処理ができます

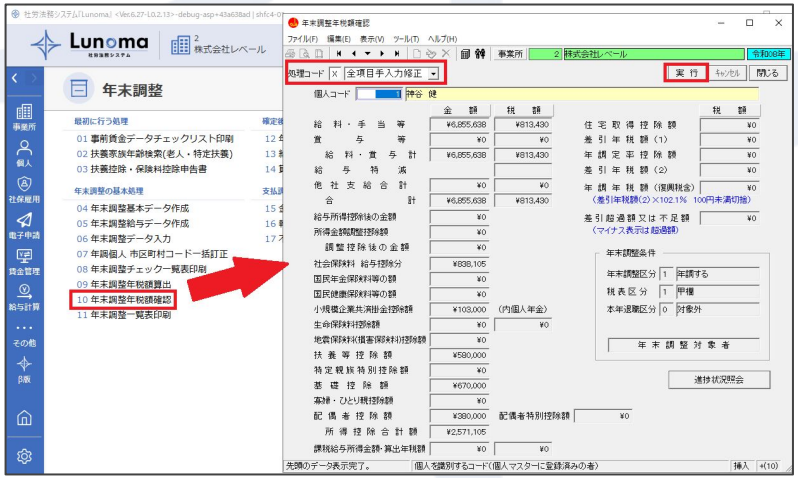

11月12日以前（アップデートVer.628より前）に年末調整データ入力をしている場合は基本データ作成しなおしが必要です

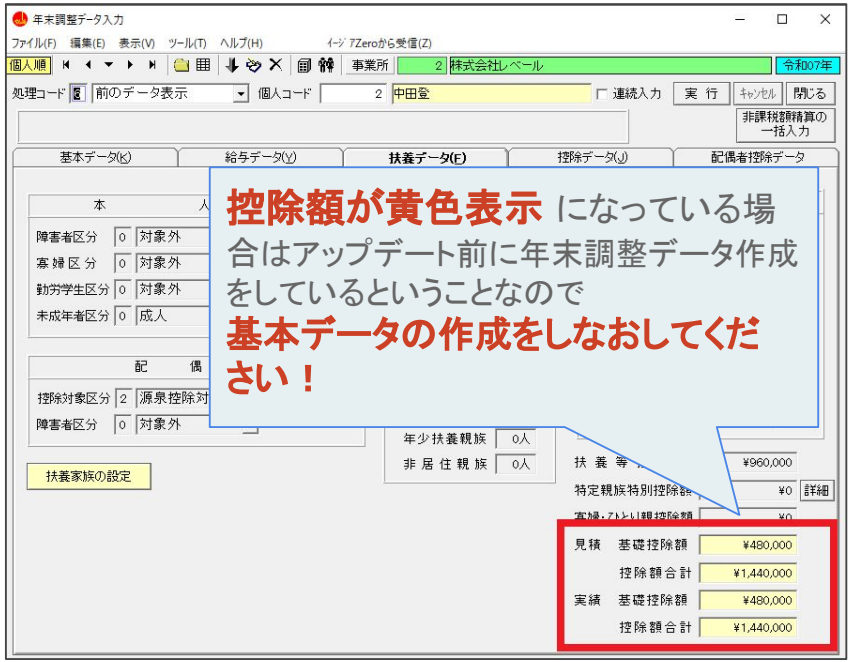

基本データを作成しなおす時の注意点①
「作成済データ訂正」を選択すれば登録済みの保険料控除情報などは残ります

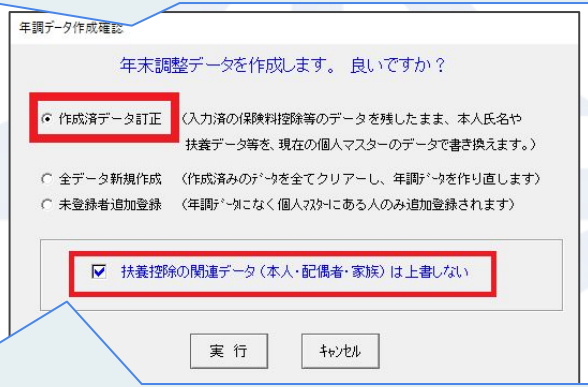

基本データを作成しなおす時の注意点②
☑23歳未満の扶養親族情報が反映されない

☐特定親族や配偶者の所得金額を登録しているとクリアされる

FAQ記事番号：34
【社労法務】年末調整　データ入力手順

税制改正による変更点

① 給与所得控除額の変更

② 基礎控除額の変更

③ 扶養控除の概要要件の変更



④ 子育て世帯の生命保険料控除の拡充

⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除および
特定親族特別控除の変更

税制改正による年末調整各種申告書変更点

＜保険料控除申告書＞



＜基・配・特・所　申告書＞

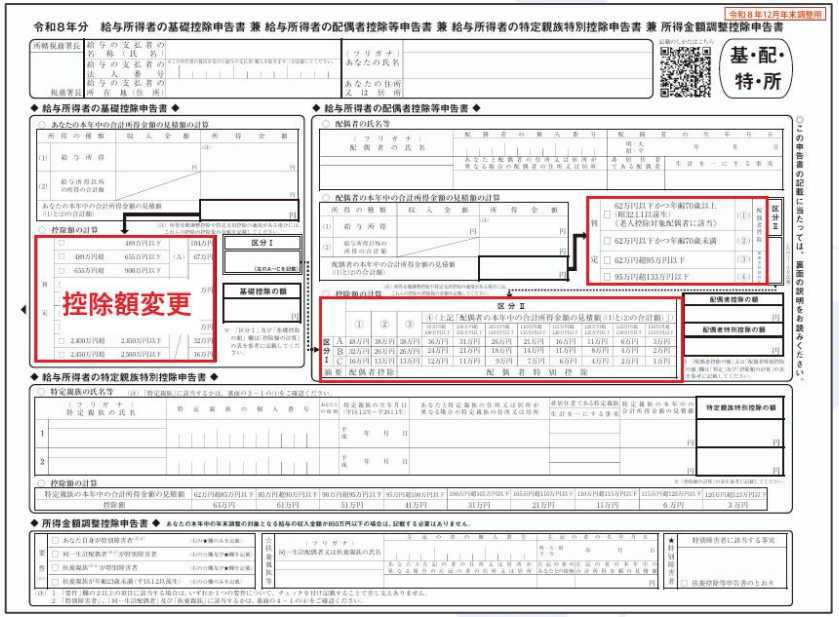

扶養控除等（異動）申告書の変更はありません

税制改正による年末調整各種帳票変更点

＜源泉徴収票　印刷条件設定画面＞

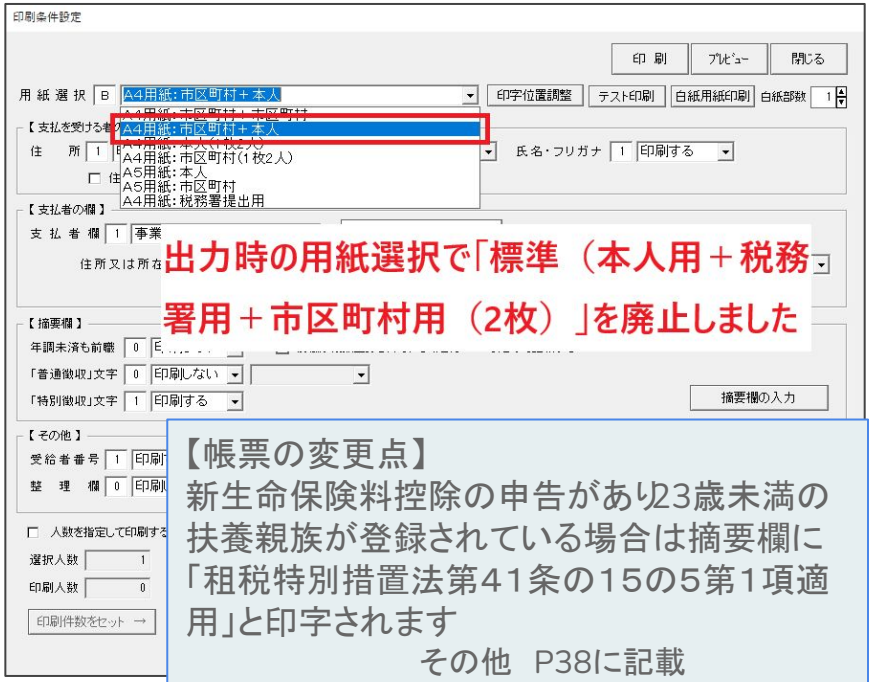

【帳票の変更点】
新生命保険料控除の申告があり23歳未満の扶養親族が登録されている場合は摘要欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と印字されます

その他　P38に記載

＜源泉徴収簿＞

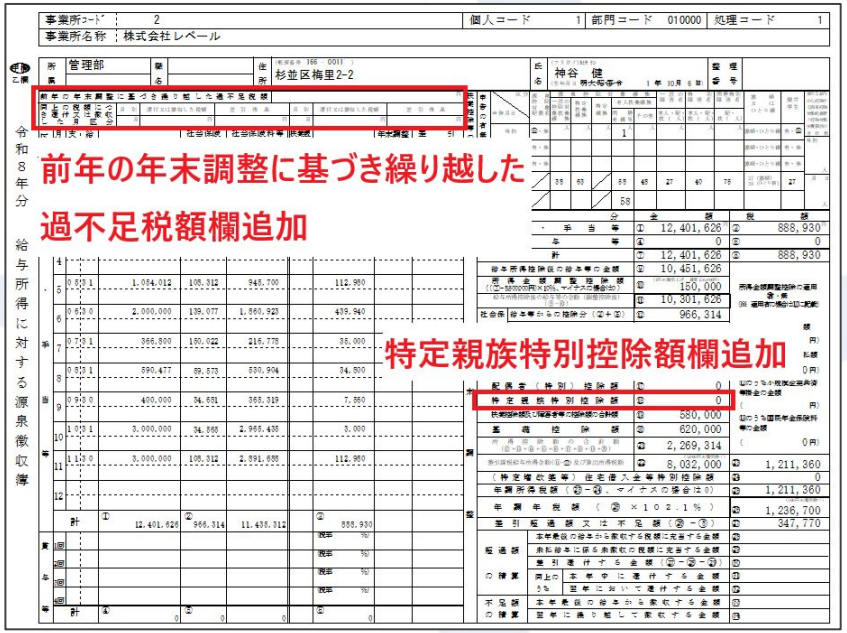

税制改正による社労法務システムの変更点

④ 子育て世帯の生命保険料控除の拡充1

＜扶養控除・保険料控除申告書　印刷条件設定画面＞

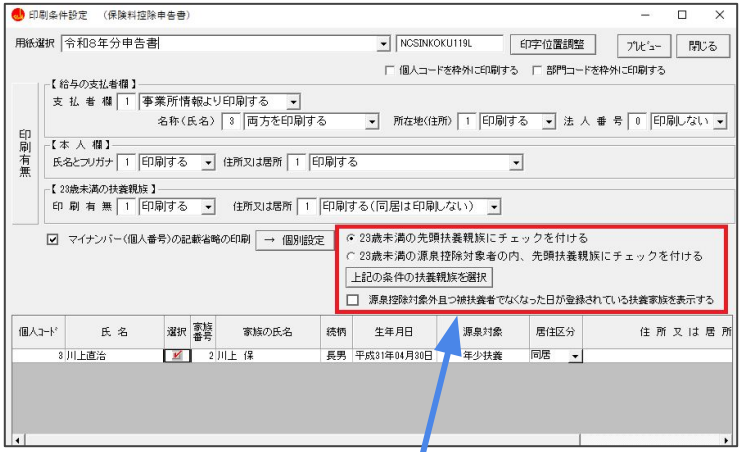

＜年末調整データ入力　控除データタブ＞

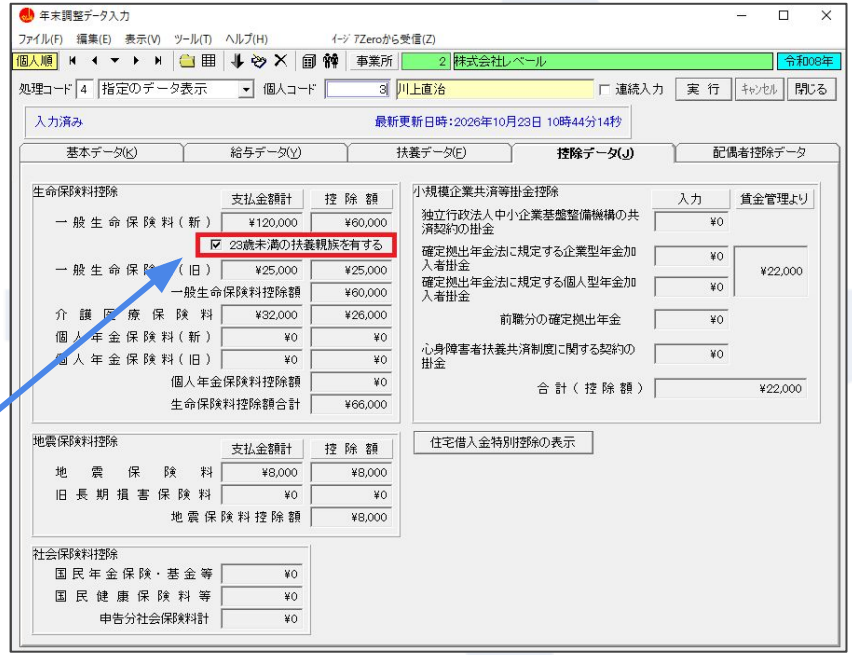

家族マスターに以下条件にすべてあてはまる扶養親族が登録されている場合に自動でチェックが入ります

- 「生年月日」に平成16年1月2日以降が登録されている
- 「被扶養者でなくなった日」が空欄
- 「特定親族」が非該当

税制改正による社労法務システムの変更点

④ 子育て世帯の生命保険料控除の拡充2

＜家族登録画面＞

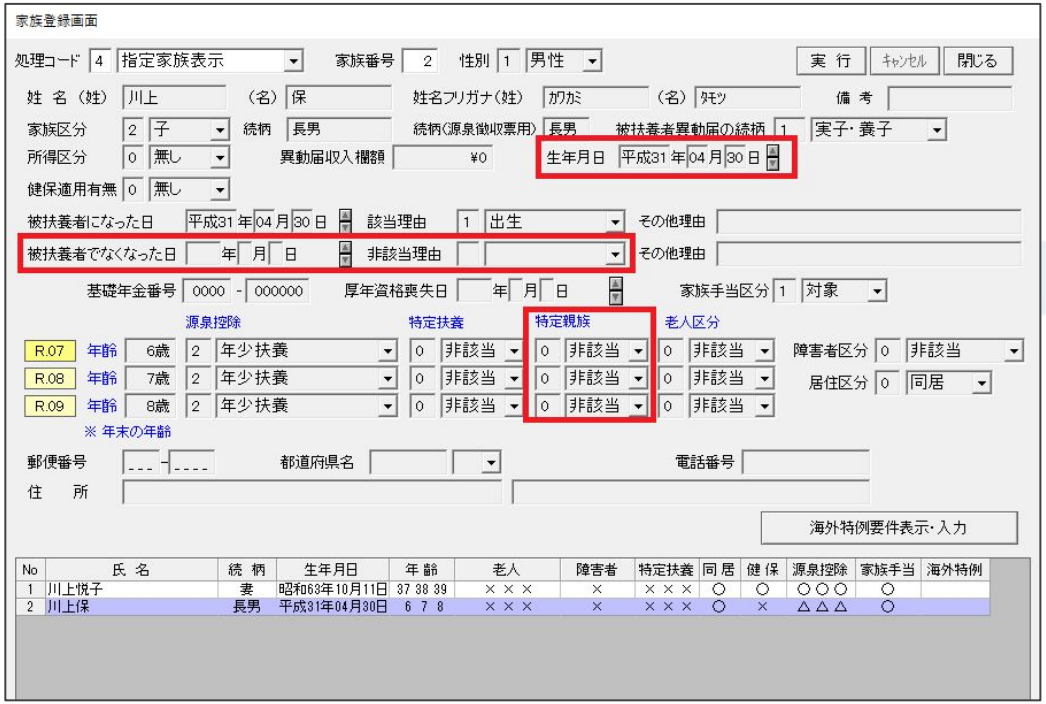

システムが23歳未満と判定する条件

- 「生年月日」に平成16年1月2日以降が登録されている
- 「被扶養者でなくなった日」が空欄
- 「特定親族」が非該当

法改正以外の社労法務システムの変更点

【所得金額調整控除】
23歳未満の扶養親族が源泉対象でない場合も該当するため、家族マスターに登録がなくても「該当親族登録」ボタンから登録できるようにしました

＜年末調整基本データ作成時＞

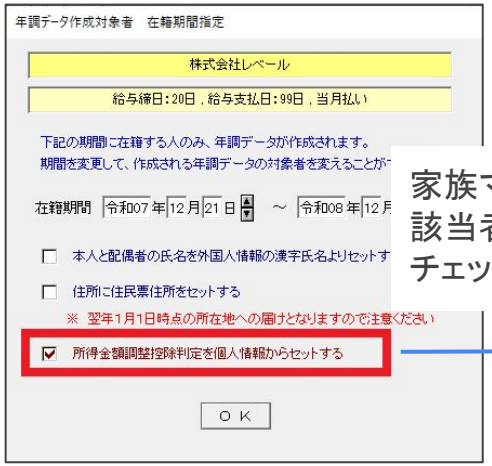

家族マスターに
該当者がいれば自動で
チェックが入ります

＜年末調整データ入力　配偶者控除データタブ＞

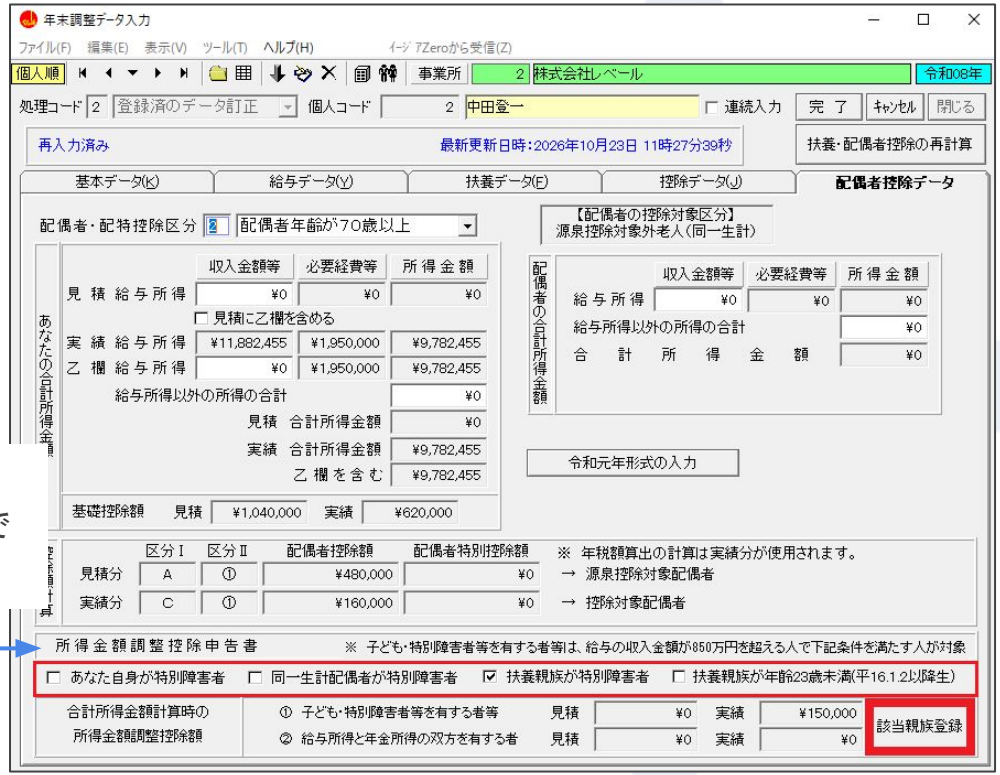

年末調整の流れ

1. 家族マスター扶養情報を確認
2. 各種申告書を配布、収集
3. 賃金データを確認
4. 年末調整基本データ作成
5. 年末調整各種データ入力
6. 年末調整給与データ作成
7. 年税額を算出
8. 年末調整額を給与（賞与）へ反映
9. 源泉徴収票等各種帳票を出力

FAQ記事番号：1269
【社労法務】年末調整の流れ

Lunoma
社労法務システム

1 家族マスター扶養情報を確認

【個人】ー「個人所得・住民税訂正」メニューでも確認、修正ができますが、ひとりずつの操作となります
【個人】ー「扶養控除対象人数変更」メニューでは自動で修正できて簡単なのでお勧めです

＜扶養控除対象人数変更メニュー＞

本人・家族の登録基本情報				税法上扶養人数（令和08年）												税法上扶養人数（令和09年）												年度差異
氏名	区分	続柄	生年月日	年齢	配偶	親族	障害	特障	同特	老親	老人	特定	特親	年少	本人	税法扶養	年齢	配偶	親族	障害	特障	同特	老親	老人	特定	特親	年少	本人	税法扶養	
吉岡　哲夫	本人				1	2	1	0	1	(0)	(1)	(1)	0	(1)	0	6		1	2	1	0	1	(0)	(1)	(0)	0	(1)	0	6	★
［家族扶養数計］					1	2	1	0	1	(0)	(1)	(1)	1	(1)		7		1	2	1	0	1	(0)	(1)	(0)	0	(1)		6	★
吉岡　直子	親	母	S.28.09.02	73		○					○					1	74		○					○					1	
吉岡　聡美	配偶者	妻	S.60.05.12	41	○											1	42	○											1	
★吉岡　晋	子	長男	H.16.12.12	22		○	○					○				2	23		○	○										☆
吉岡　花	子	長女	H.30.04.04	8					②					○		2	9					②					○			
吉岡　匠	子	次男	H.18.12.14	20									○			1	21													★
吉岡　達也	兄弟	兄弟	S.45.08.30	56												0	57												0	
佐藤　正一	本人				1	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	0	(0)	0	1		1	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	0	(0)	0	1	
［家族扶養数計］					1	0	0	0		0	(0)	(0)	0	(0)		1		1	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	0	(0)		1	
松本　妙子	配偶者	妻	S.30.02.19	71	○											1	72	○											1	
松本　まゆ	子	長女	H.18.04.30	20												0	21												0	
松本　亘	子	長男	S.63.03.03	38												0	39												0	

① ② ③

確認！

確認・修正が必要なアラート

①**ピンク色**　：生年月日から判別し、対象となる箇所の登録が異なっている
②赤○・**赤文字**：家族登録画面と個人マスターの情報が異なっている
③赤★　　：年齢の判別以外で昨年と差異がある

詳しくは･･･FAQ記事番号：1433
【社労法務】年末調整　扶養控除対象人数変更　扶養控除項目更新手順

Lunoma
社労法務システム

1 家族マスター扶養情報を確認

修正したい箇所をダブルクリックすると表示されます

＜被扶養者データの訂正画面＞

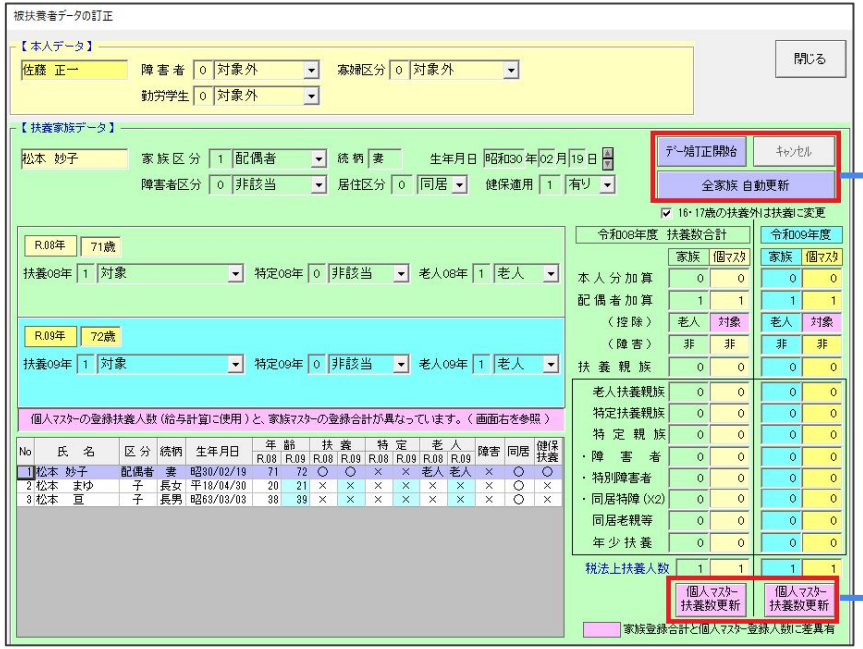

♦家族詳細画面の区分を更新します

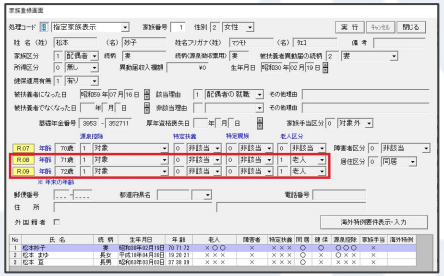

♦令和8年度分・令和9年度分　それぞれの
個人マスター画面の税法上扶養人数を更新します

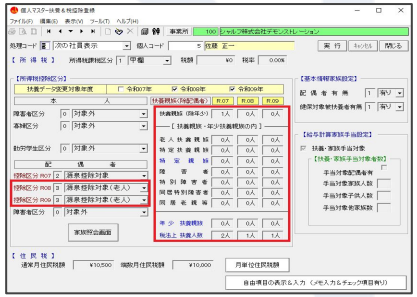

1 家族マスター扶養情報を確認

【個人】ー「個人所得・住民税訂正」メニューでも確認、修正ができますが、ひとりずつの操作となります
【個人】ー「扶養控除対象人数変更」メニューでは自動で修正できて簡単なのでお勧めです

＜扶養控除対象人数変更メニュー＞

	本人・家族の登録基本情報				税法上扶養人数（令和08年）												税法上扶養人数（令和09年）												年度差異
ﾄﾞ	氏名	区分	続柄	生年月日	年齢	配偶	親族	障害	特障	同特	老親	老人	特定	特親	年少	本人	税法扶養	年齢	配偶	親族	障害	特障	同特	老親	老人	特定	特親	年少	本人	税法扶養	
4	吉岡　哲夫	本人				1	2	1	0	1	(1)	(0)	(1)	1	(1)	0	7		1	2	1	0	1	(1)	(0)	(0)	0	(1)	0	6	★
	[家族扶養数計]					1	2	1	0	1	(1)	(0)	(1)	1	(1)		7		1	2	1	0	1	(1)	(0)	(0)	0	(1)		6	★
	吉岡　直子	親	母	S.28.09.02	73		○				○						1	74		○				○							
	吉岡　和美	配偶者	妻	S.60.05.12	41	○											1	42	○												
	★吉岡　晋		長男	H.16.12.12	22		○	○					○					23		○	○									☆	
	吉岡　花		長女	H.30.04.04	8					②					○			9					②					○			
	吉岡　匠		次男	H.18.12.14	20									○				21									○			★	
	吉岡　達也		兄弟	S.45.08.30	56													57											0		

① ② ③



確認のみ必要なアラート

①緑★：年齢により令和8年と令和9年の区分に相違がある
②緑☆：年少扶養から扶養親族、特定扶養への切替対象者
③黄色：特定扶養または特定親族の設定が漏れている可能性

Lunoma
社労法務システム

1 家族マスター扶養情報を確認

特定扶養、特定親族の設定

＜家族登録画面＞

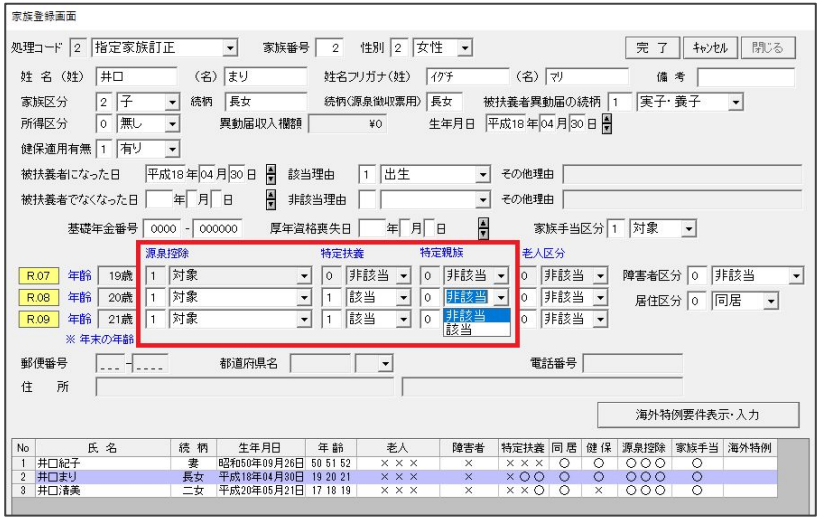

＜設定早見表＞

所　得	源泉控除	特定扶養	特定親族
100万円超～	対象外	非該当	非該当
62万円超～100万円	対象	非該当	該当
62万円以下	対象	該当	非該当

♦特定親族は扶養親族には該当しない為、
①扶養親族（除年少）にはカウントされません
②「障害者区分」を「該当」としても税法上扶養人数は「１人」でカウントします
③特定親族一覧から修正することができます



Lunoma
社労法務システム

2 各種申告書を配布、収集

＜扶養控除・保険料控除申告書メニュー＞



＜印刷条件設定画面＞

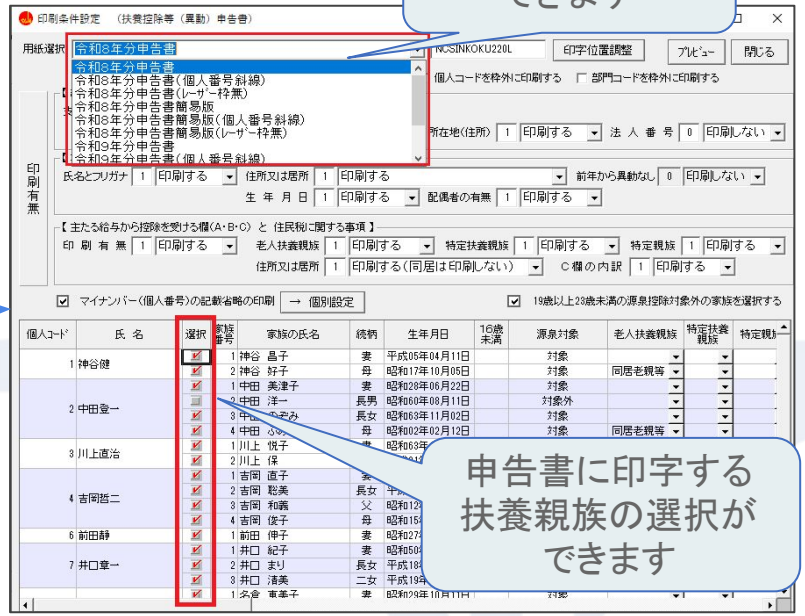

用紙の選択ができます

申告書に印字する扶養親族の選択ができます

出力ができる申告書

- ●保険料控除申告書
- ●基礎控除申告書/配偶者控除等申告書/
  特定親族特例申告書/所得金額調整控除申告書
- ●扶養控除等（異動）申告書

詳しくは･･･FAQ記事番号：332

【社労法務】年末調整　各種申告書を出力する手順

Lunoma
社労法務システム

3 賃金データを確認

各月の賃金が登録されているか確認します

◆一覧表を出せるメニュー
【賃金管理】—「年末調整型賃金データチェックリスト」

◆Excelを出せるメニュー
【年末調整】—「事前賃金データチェックリスト印刷」

◆CSVを出せるメニュー
【賃金管理】—「賃金管理データ出力」

＜賃金管理—年末調整型賃金データチェックリスト＞

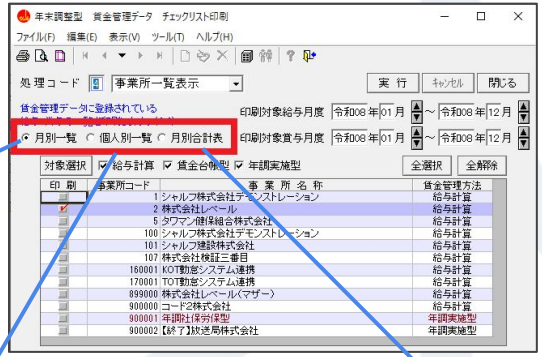

＜月別一覧＞



＜個人別一覧＞

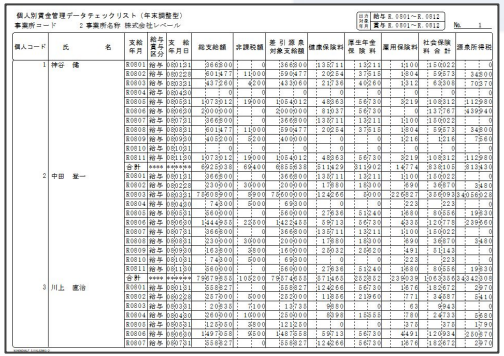

＜月別合計表＞

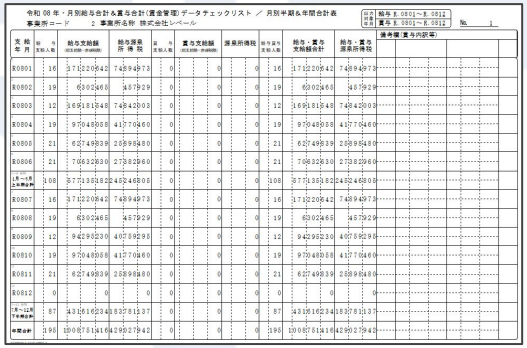

詳しくは･･･FAQ記事番号：335

【社労法務】年末調整　賃金データの確認と出力方法

Lunoma
社労法務システム

4 年末調整基本データ作成

年末調整を行うための基本データを作成します

＜基本データ作成条件設定画面＞

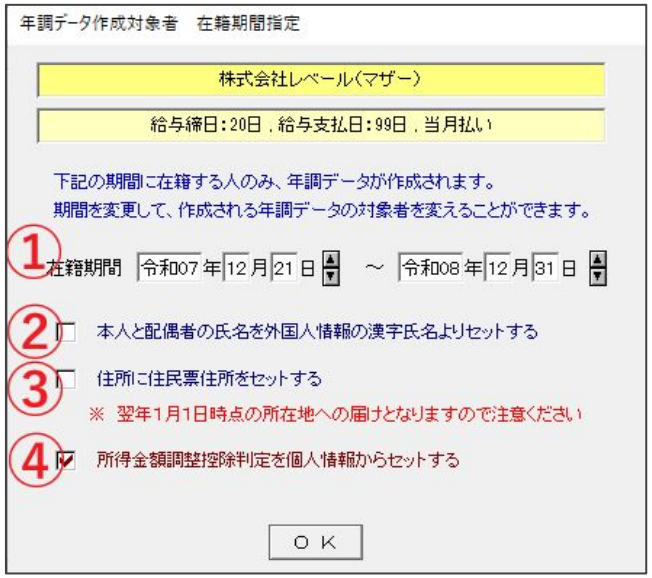

①年末調整を作成する対象者の在籍期間を設定します
事業所マスターの給与月度設定を見て令和8年1月支給分からの期間が表示されます

②本人・配偶者に限り外国籍者情報に登録してある漢字氏名を反映し帳票類に印字します



③個人マスターに住民票住所が登録されている場合、年末調整用住所欄に反映します

④個人マスターの登録内容で自動で判断しセットします

詳しくは･･･FAQ記事番号：1268
【社労法務】年末調整　基本データの作成手順

4 年末調整基本データ作成

基本データ再作成を行う場合

＜基本データ作成確認画面＞

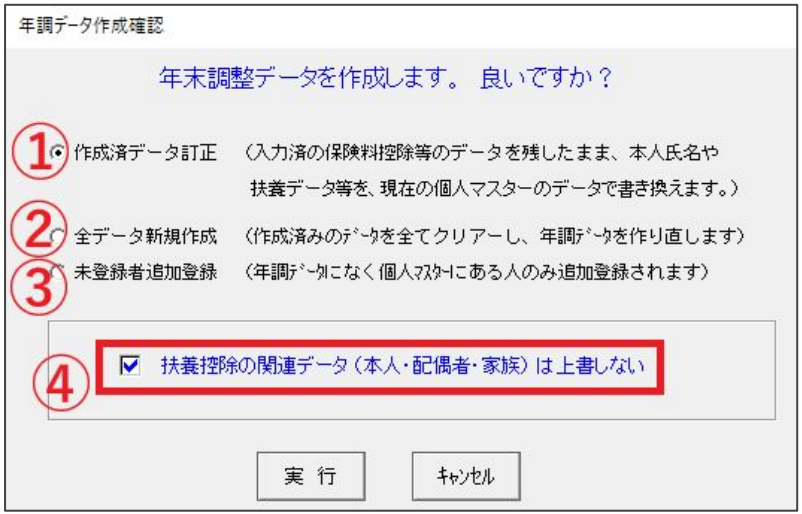

①作成済データ訂正

年末調整データ入力メニューで既に保険料等の入力をしている場合に選択すれば「給与データ」「控除データ」　を残したまま基本データの上書きができます

②全データ新規作成

年末調整データ入力画面に登録されている「基本データ」　「扶養データ」「控除データ」 がクリアされます

③未登録者追加登録

基本データ作成をしていない人を追加作成できます

④基本データ再作成時に扶養控除に関連するデータ（家族マスター情報）を上書きするかどうかを設定します

☑本人情報のみ反映（扶養控除関連データには影響しない）

☐家族情報（扶養親族データ）も反映

注意！

扶養控除関連データの上書きをすると、年末調整データ入力メニューで自動判定された「特定扶養控除区分」「特定親族特別控除分」「配偶者控除区分」がもとの区分に戻ります
再作成後は、区分の確認更新を必ず行ってください

5 年末調整各種データ入力

各種申告書内容を入力します

＜【年末調整】―「年末調整データ入力」メニュー＞

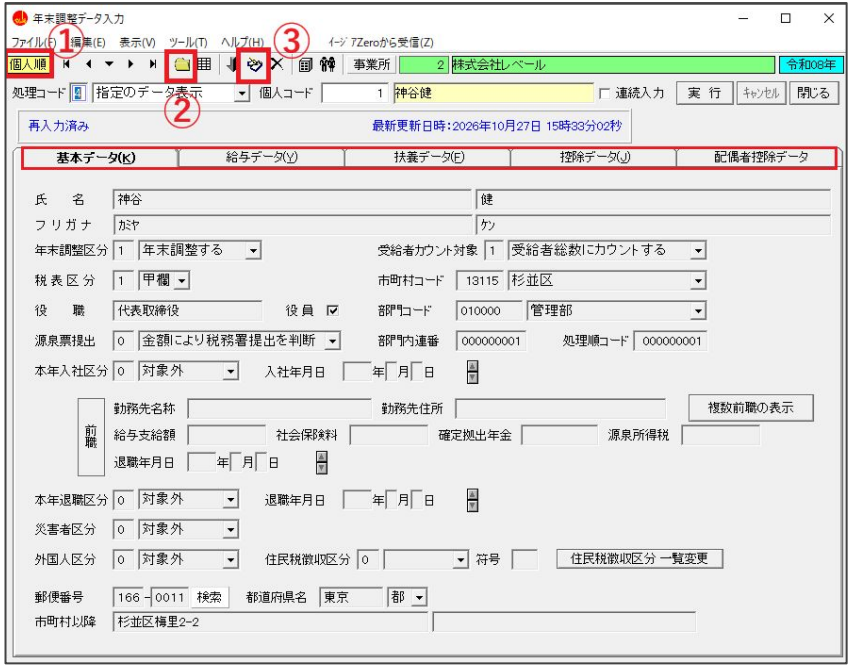

注意！

このメニューで登録、修正した内容は個人マスターには反映しません
必要に応じて別途個人マスターの修正が必要です

①表示順を変更できます

②テンプレートを使用して以下データのインポートができます
- 前職情報
- 各種保険料控除データ
- 住宅借入金特別控除データ
- 配偶者控除データ
- 特定親族所得金額データ

③紙とペンのアイコンをクリックして情報を入力します

年末調整データ入力メニューには5つのタブがあります
それぞれのタブで登録をしてください

詳しくは･･･FAQ記事番号：34
【社労法務】年末調整　データ入力手順

5 年末調整各種データ入力

＜基本データタブ＞

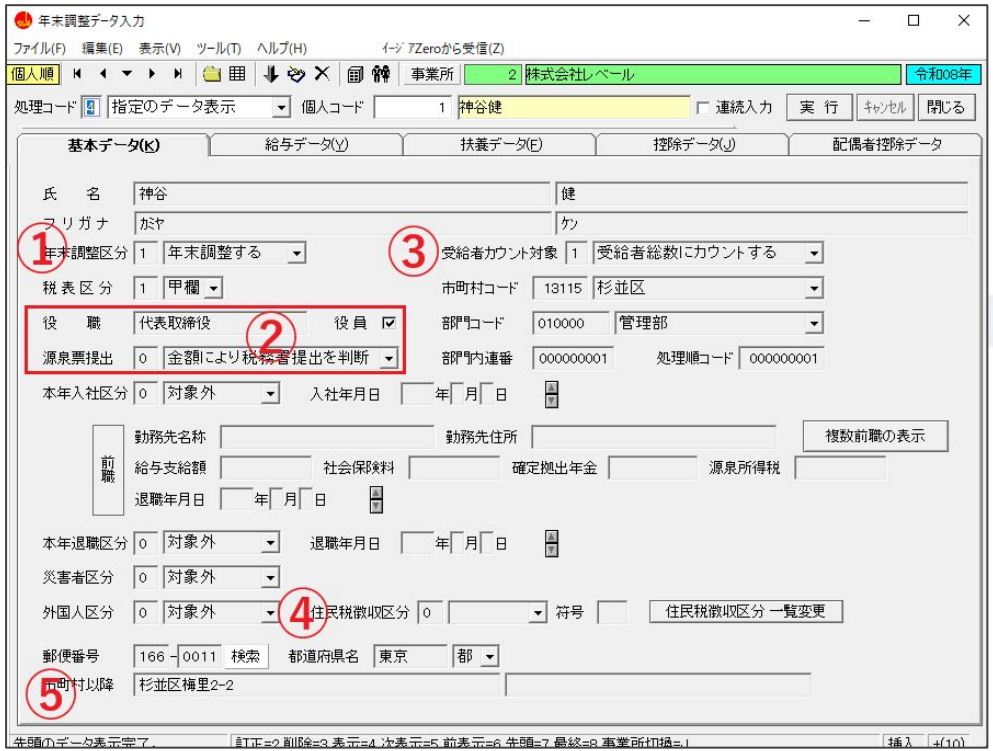

①年末調整区分

・退職者・乙欄・に該当する方は自動で「年末調整しない」がセットされます

・年収2,000万円を超えると「年末調整する」であっても、 年税額算出時に年末調整対象外者とみなされます

・イージアZEROで区分を「しない」に変更した人のデータは受信されません

②役員

個人マスターに登録箇所はなく、このメニューのみで登録できます。※登録内容は次年度に引き継がれます

源泉票提出

金額により税務署提出を判断する設定ができましたが、給与支払報告書を提出することで税務署提出は不要になりました。

③受給者カウント対象

給与支払報告書の人数に含めるかどうかを設定できます

④住民税徴収区分

源泉徴収票摘要欄に印字されます

甲欄で本年度のみ確定申告をする場合：「普通徴収ー A」

⑤住所

源泉徴収票・給与支払報告書に印字されます

5 年末調整各種データ入力

＜給与データタブ＞

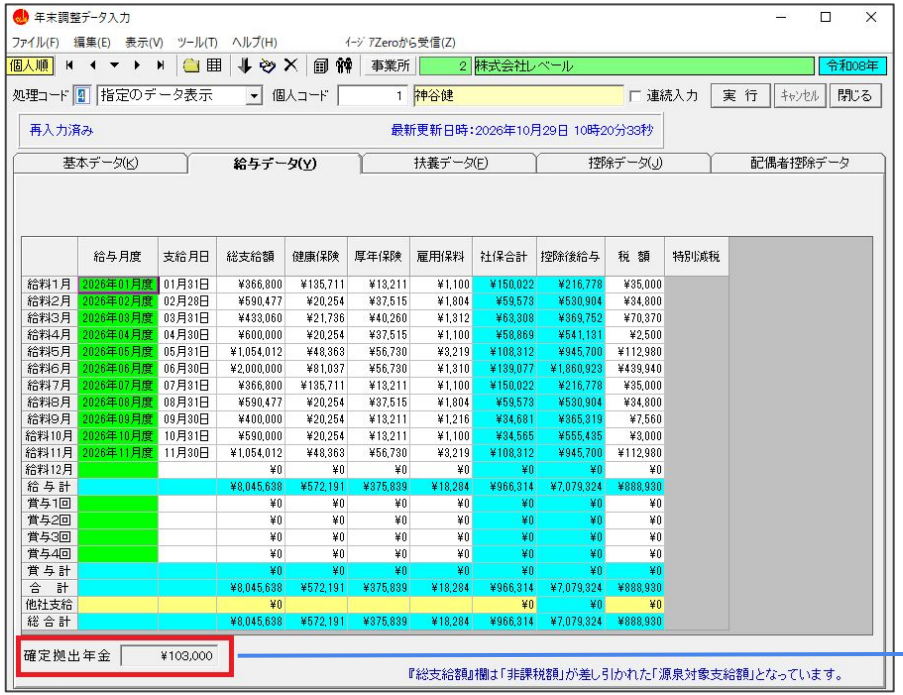

【年末調整】―「年末調整給与データ作成」メニューを実行すると賃金管理データから反映されます。

この画面でも登録、修正ができますが、その後「年末調整給与データ作成」を行うと上書きされるのでご注意ください。

賃金管理データの「確定拠出年金」欄に登録がある場合は合計額が「確定拠出年金」に反映されます。

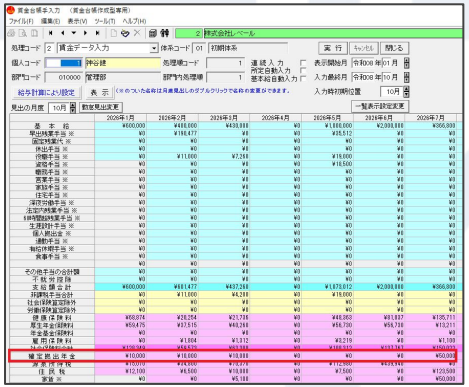

5 年末調整各種データ入力

＜扶養データタブ＞

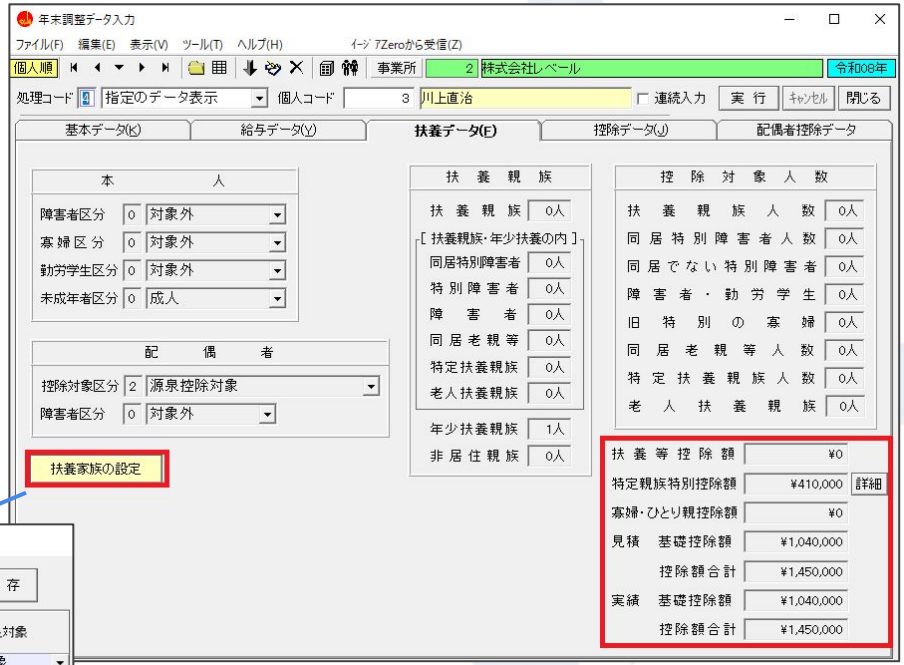



◆「扶養家族の設定」ボタン

扶養親族として登録されている扶養家族を確認できます
ここに登録されている扶養親族が源泉徴収票に印字されます

◆非居住者の設定

家族マスターに登録箇所はありません
登録できるのはこのメニューのみです

◆控除額

扶養控除額、特定親族控除額、寡婦・ひとり親控除　額、本人の基礎控除額が別々に表記されます

詳しくは･･･FAQ記事番号：34

【社労法務】年末調整　データ入力手順

5 年末調整各種データ入力

＜扶養データタブ＞

特定扶養情報の登録

特定扶養者、特定親族者の所得金額を登録します
入力後は「保存」をクリックしてください
給与収入額ではなく所得金額を登録してください



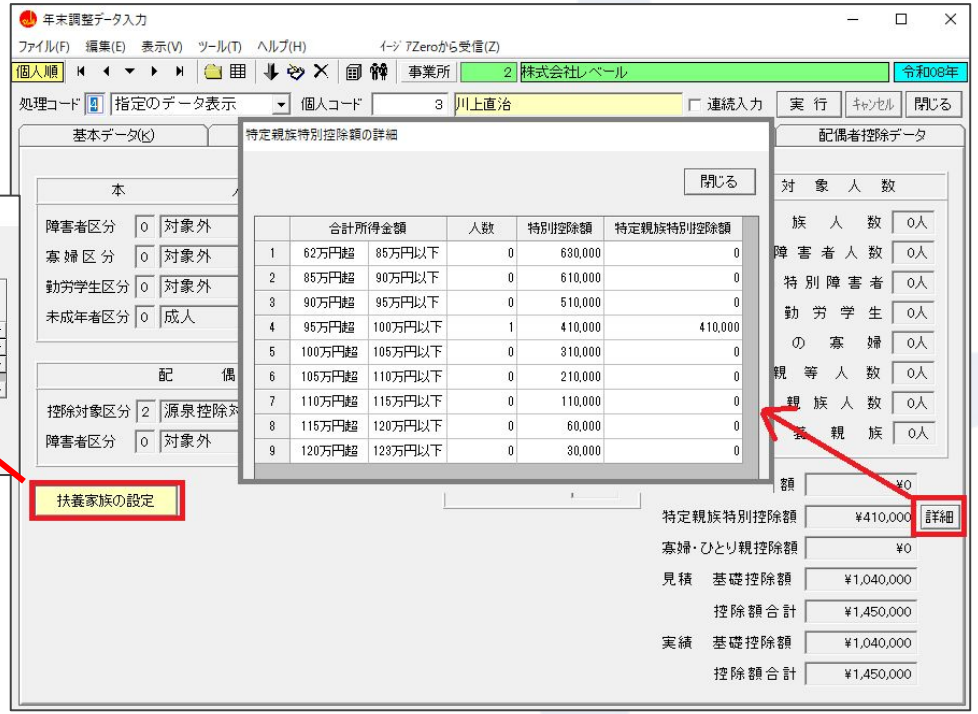

♦自動判定された特定親族特別控除額は「詳細」より確認できます

♦扶養家族の設定に自動反映されるのは源泉控除区分が対象の家族のみです
→**対象外の家族を控除対象にしたい場合・・・**

NEXT

詳しくは・・・FAQ記事番号：327
年末調整　扶養親族等の本年中の所得の見積額

Lunoma
社労法務システム

5 年末調整各種データ入力

給与計算では税法上扶養の対象にはならないので源泉控除分を「対象外」にしているが年末調整では特定親族特別控除の対象になる場合

方法①　扶養家族の設定画面で追加する
家族マスターから追加登録をすることができます

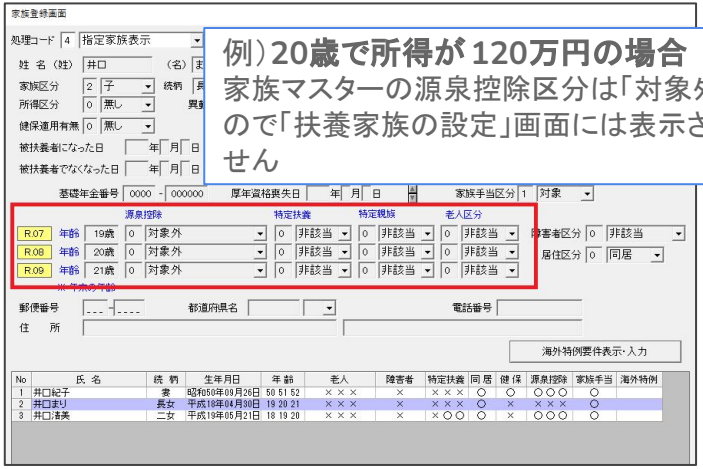

例）**20歳で所得が120万円の場合**
家族マスターの源泉控除区分は「対象外」なので「扶養家族の設定」画面には表示されません

源泉控除対象外になっている特定親族特別控除対象者の反映を行い、所得金額を登録します

＜扶養家族の設定画面＞

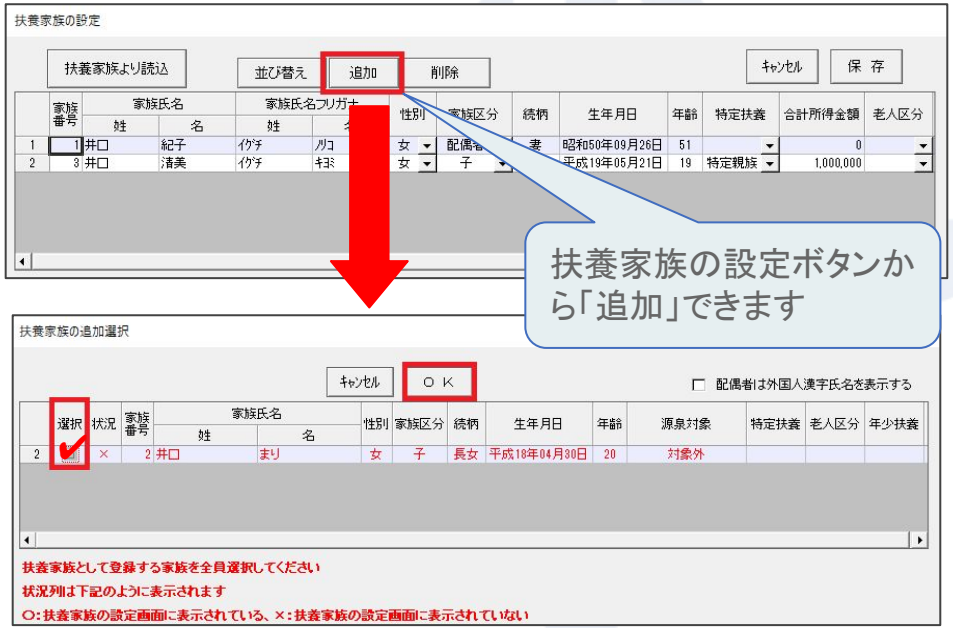

Lunoma
社労法務システム

5 年末調整各種データ入力

給与計算では税法上扶養の対象にはならないので源泉控除分を「対象外」にしているが年末調整では特定親族特別控除の対象になる場合

方法① 扶養家族の設定画面で追加する
家族マスターから追加登録をすることができます

入力した所得金額に対し特定扶養区分に相違がある場合は注意喚起が表示されます

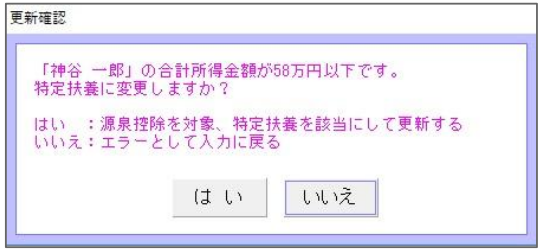

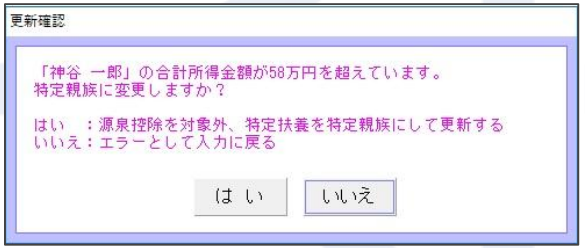

所得123万円を超える場合は控除対象外になり、
扶養家族の設定より削除する旨のアラートが出ます

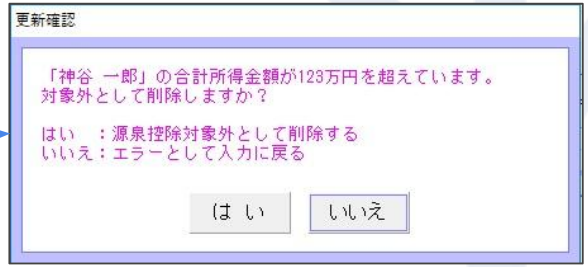

詳しくは･･･FAQ記事番号：337
年末調整データ入力　各種控除区分の確認と更新方法

5 年末調整各種データ入力

給与計算では税法上扶養の対象にはならないので源泉控除分を「対象外」にしているが年末調整では特定親族特別控除の対象になる場合

方法②　特定親族一覧で登録する
家族マスターに登録されている 19～22歳の親族を確認し
所得金額を登録することで年末調整データに反映します

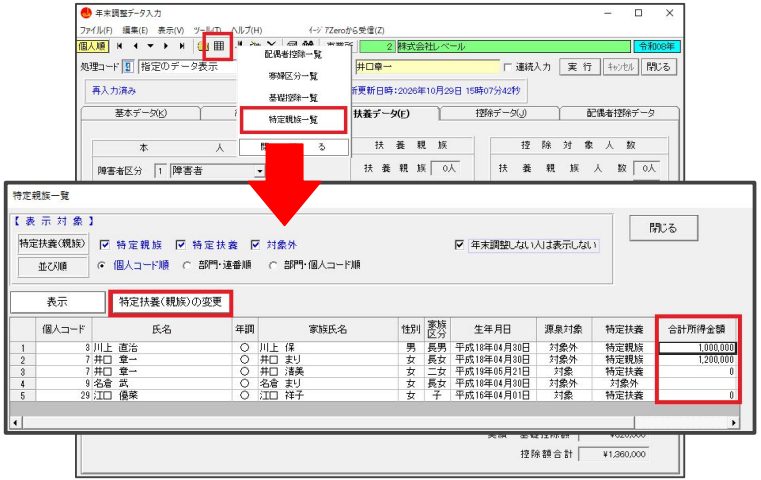

方法③　特定親族データ取込をする
個人マスターに登録されている 19～22歳の親族を専用テンプレートに出力し所得金額をインポートすることができます

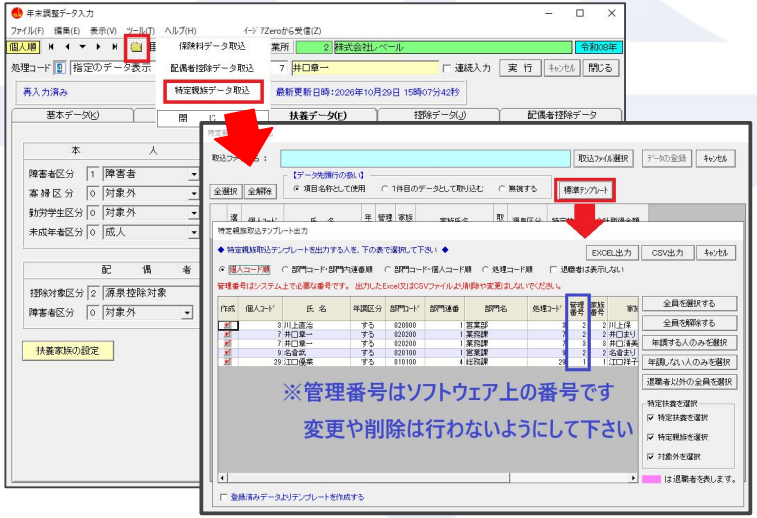

登録された所得金額をもとに控除区分を自動判定します
源泉控除対象外でも所得123万以下なら自動で対象となり年調データに反映し、所得23万を超える額を登録すると年調データから削除されます

5 年末調整各種データ入力

＜控除データタブ＞

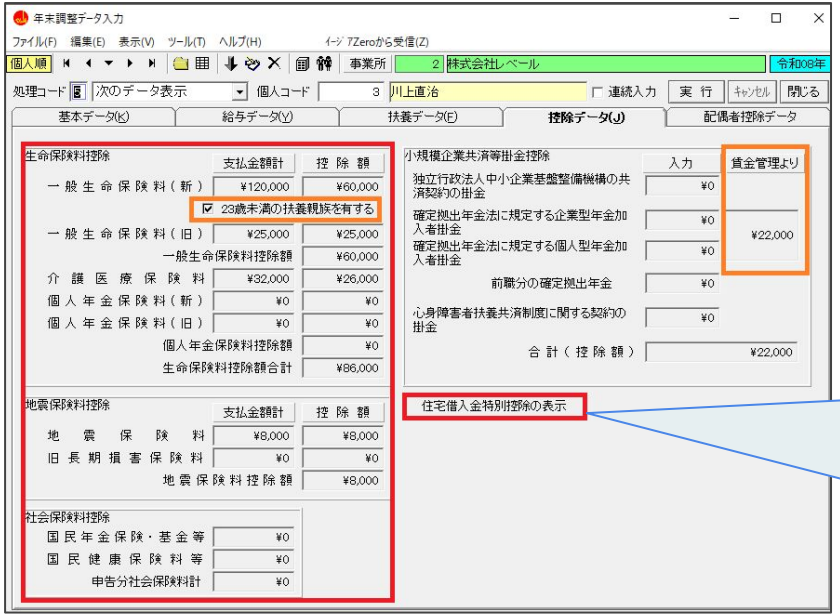

詳しくは･･･FAQ記事番号：34

【社労法務】年末調整　データ入力手順

各種保険料を入力します

◆保険料は支払金額計を入力すると控除額が自動的に入力されます。

◆23歳未満の扶養親族が（源泉対象外であっても）家族マスターに登録されていると自動で✓が入ります。この画面で手動で✓を入れることもできます。

◆給与計算にて「PA個人型確定拠出年金」を使用して計算を行っている場合は賃金データから掛金額が反映されます

◆住宅借入金特別控除の設定ボタンより住宅ローン控除の情報を手入力できます。

住宅借入金特別控除の設定

特別控除の額は自動計算しない為、計算結果を手入力してください

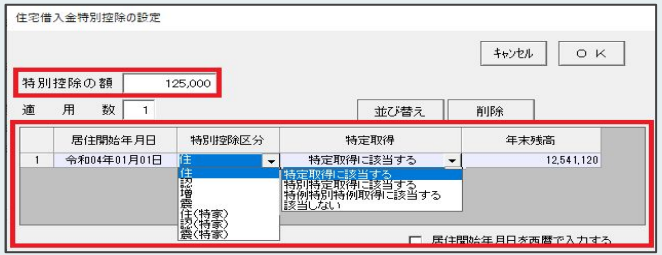

Lunoma
社労法務システム

5 年末調整各種データ入力

＜配偶者控除データタブ＞

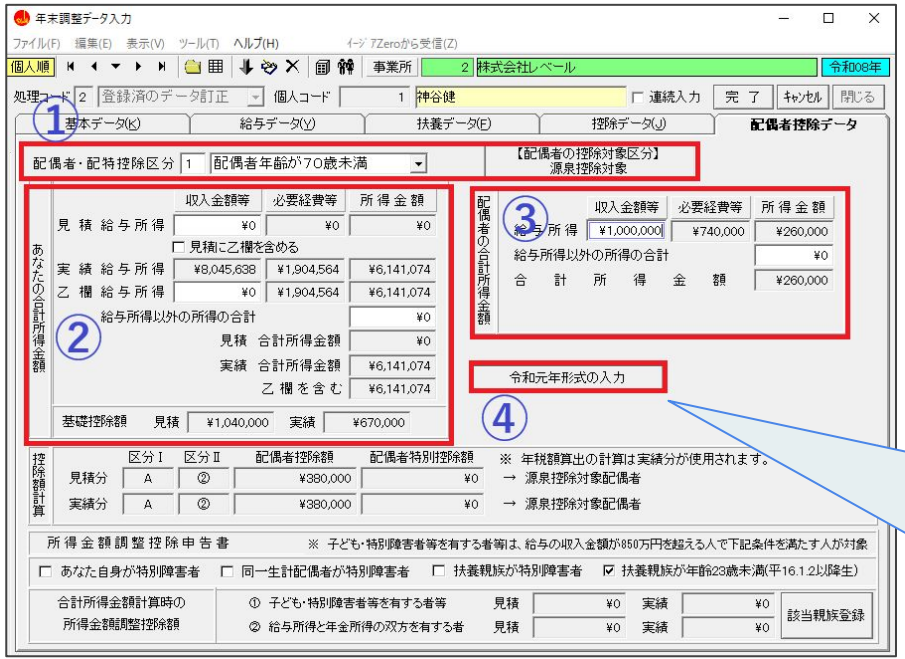

詳しくは･･･FAQ記事番号：34

【社労法務】年末調整　データ入力手順

本人と配偶者の所得を登録します

①配偶者控除区分がセットされます。変更もできますが、整合性が取れない内容の場合はアラートが表示されます（次頁ご参照ください）

②見積額は、手入力またはイージアZeroからインポートした金額となります。
実績額は給与データタブからの数字を反映しています。
乙欄給与所得がある場合に入力することで乙欄含む金額で合計所得額から、基礎控除額を算出します。

③配偶者の収入を入力する欄です。
給与所得以外の所得については合計額を入力します。

④令和元年形式の入力

公的年金等給与以外の所得は令和元年形式の表示ボタンから個別に入力することもできます



5 年末調整各種データ入力

＜配偶者控除データタブ＞

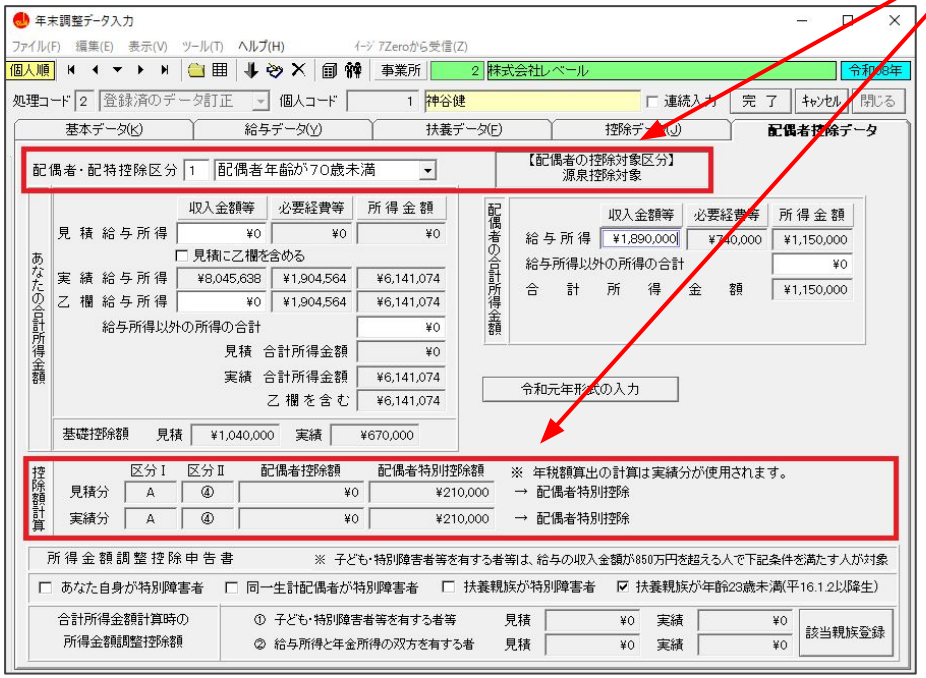

家族マスターやイージアZEROから反映した控除区分と実績から判定した控除区分が異なる場合は、注意喚起が表示されますので区分を確認し更新を行います

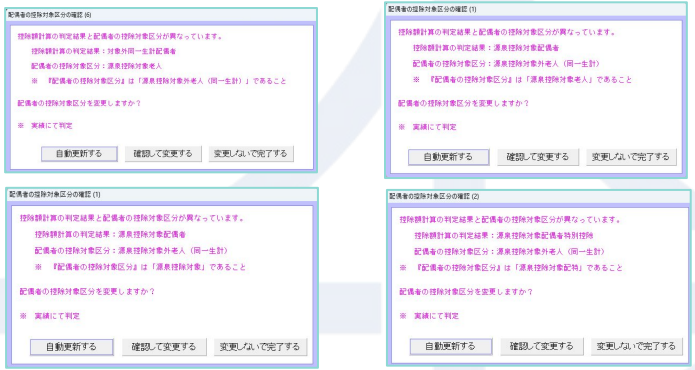

注意！ 配偶者控除を計算するための合計所得金額は乙欄も含めた金額で判定します
なお、年税額算出は甲欄の給与データから計算されます

注意！ 更新した内容は個人情報管理には反映しません
必要に応じて別途個人情報管理の修正が必要です

5 年末調整各種データ入力

＜配偶者控除データタブ＞

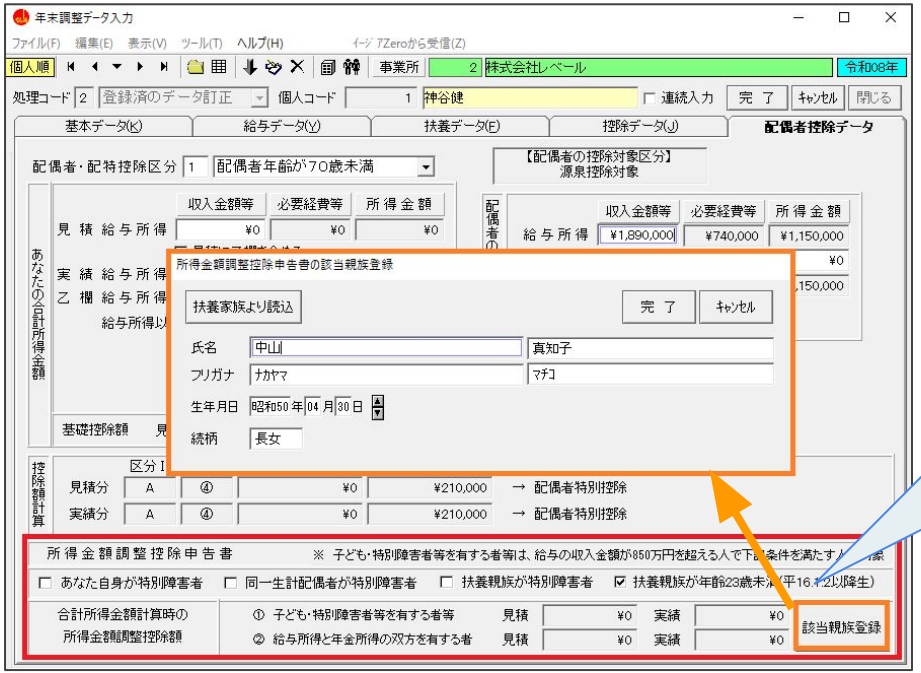

所得金額調整控除

給与の収入金額が850万円を超えており、かつ表示された選択肢のうちのいずれか一つの条件に適応している場合に、控除が受けられます。

年末調整基本データ作成の際に、「所得調整控除判定を個人情報からセットする」にチェックを入れた場合は、個人マスターおよび家族マスターの情報を自動で判定します。

◆家族マスターに登録がされていない場合

該当項目に手動で✓を入ると該当親族登録ボタンが表示されるので対象親族の情報を手入力してください

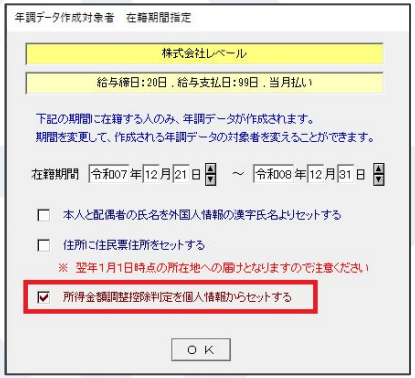

※ 所得金額調整控除額は「年税額算出」メニューで自動計算します。

Lunoma
社労法務システム

6 年末調整給与データ作成

賃金管理データから年末調整用給与データを作成します

＜年末調整給与データ作成メニュー＞

初回作成時

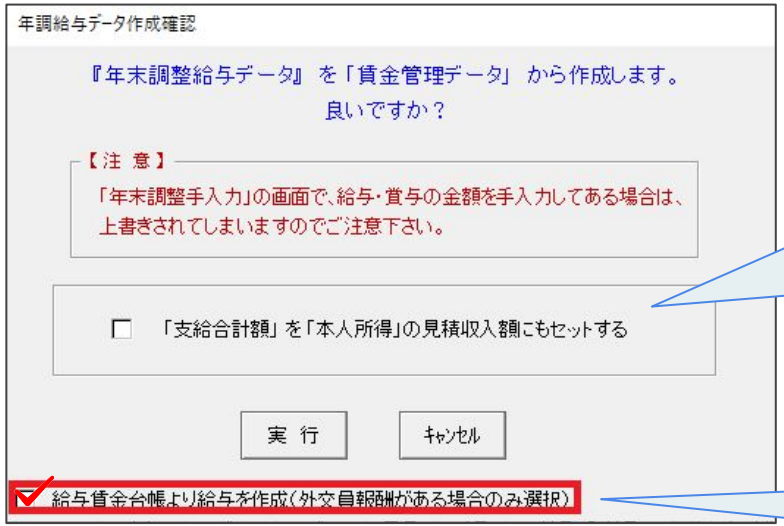

注意！ 賃金管理のデータは12か月分まとめて反映します〇月分だけ　ということはできません

チェックを入れると支給合計額を
実績給与所得額と同時に
見積給与所得欄にもセットします
見積給与所得額は帳票類の
どこにも反映されず、
年末調整は実績で行うので
チェックは必須ではありません

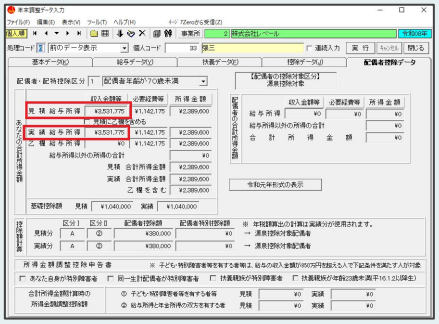

給与計算にて「OA外交員報酬」項目を使用している場合は
「給与賃金台帳より給与を作成」にチェックを入れることにより
総支給額から外交員報酬額を差し引いて給与データ作成をします

詳しくは･･･FAQ記事番号：334

【社労法務】年末調整　給与データ作成手順

Lunoma
社労法務システム

6 年末調整給与データ作成

＜年末調整給与データ作成メニュー＞

2回目以降作成時

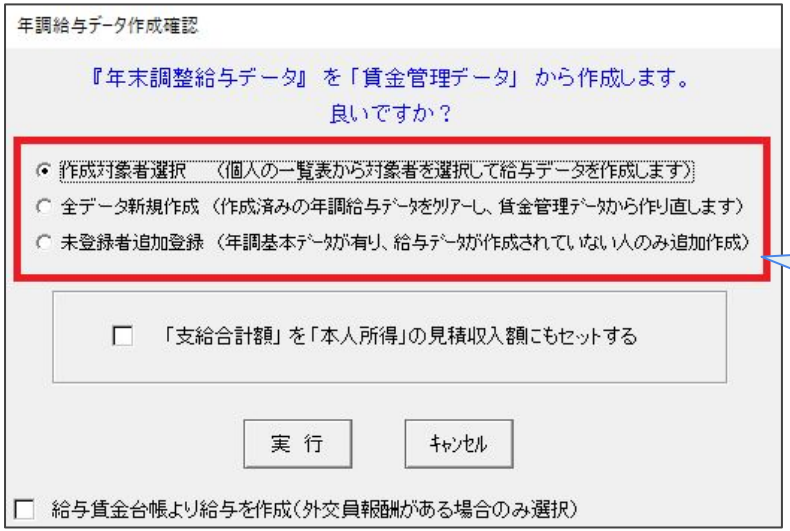

給与データ作成は何度も行うことができます

≪よくあるケース≫

・11月分までの賃金管理データで給与データ作成しておき
　12月支給分給与が確定してからもう一度作成する
・賞与賃金データ作成が漏れていた　　等

注意！ 年末調整データ入力メニューで給与データを手入力、修正　をしている場合、再度給与データを作成すると上書きされ　ます

〇作成対象者選択
特定の個人を選択して給与データ作成ができます

〇全データ新規作成
作成済の年調給与データをクリアして作り直します

〇未登録者追加登録
給与データ作成がされていない人のみ追加作成できます

給与データを作成しなおしたということは・・・

配偶者控除額が変わる可能性が！

詳しくは・・・FAQ記事番号：334
【社労法務】年末調整　給与データ作成手順

NEXT

6 配偶者控除対象区分の更新

＜年末調整データ入力メニュー＞

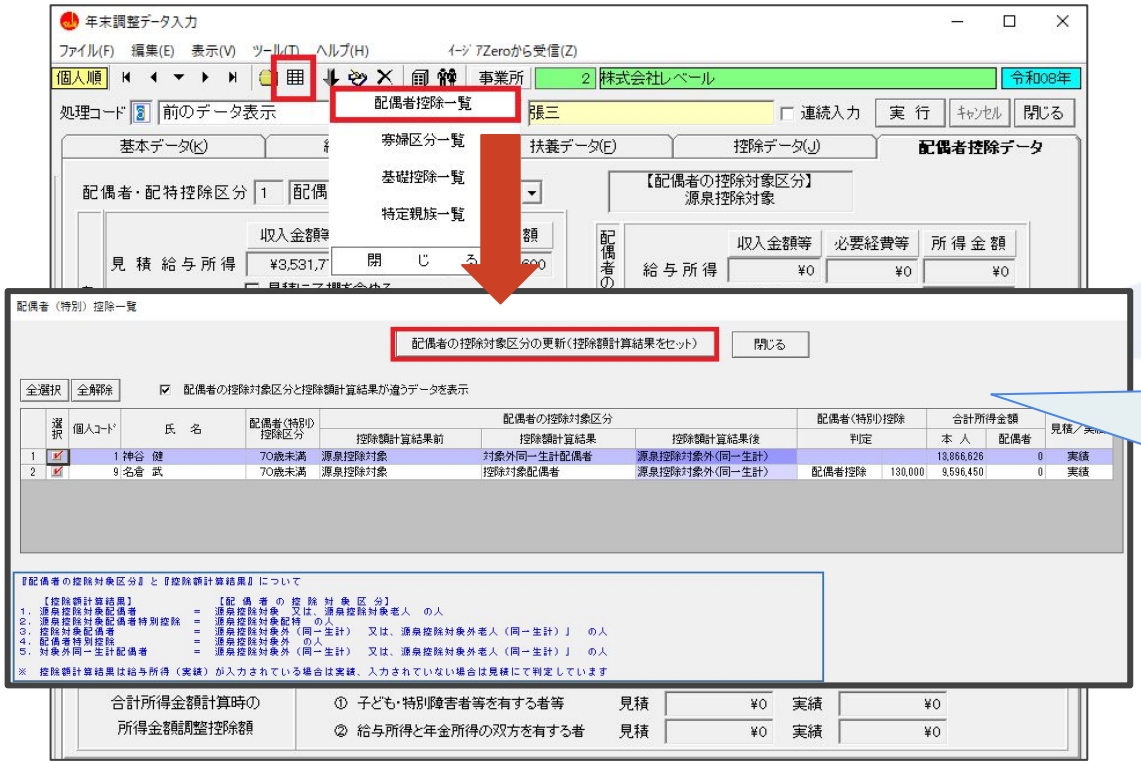

注意！

給与データ作成を行った後は
配偶者控除一覧で区分の確認、更新を
行ってください

家族マスターやイージアZEROから反映した
配偶者控除区分と、実績給与所得額から判定
した区分に差異がないか一覧で確認ができます

登録内容に差異があるデータが
表示されます

配偶者の控除対象区分の更新（控除額計算結果をセット）

をクリックすると実績給与所得額を判別し
正しい配偶者控除区分がセットされます

詳しくは･･･FAQ記事番号：337

年末調整データ入力　各種控除区分の確認と更新方法

Lunoma
社労法務システム

7 年税額を算出

年末調整データが整ったら年税額を算出します

＜年末調整年税額算出メニュー＞

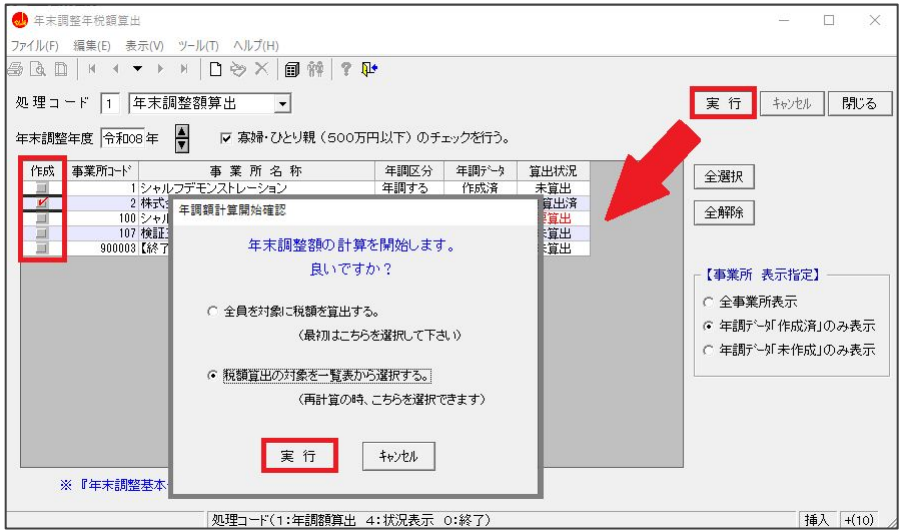

詳しくは･･･FAQ記事番号：349

【社労法務】年末調整　年税額算出手順

年税額を算出することで、源泉徴収票等の各種帳票を出力することができます

※年税額算出は何度でも行うことができます

※年末調整データに修正が発生した場合は、必ず年税額の再算出を行う必要があります

「要算出」「未算出」の状態では各種帳票を印刷することができません

＜源泉徴収票メニュー＞



Lunoma
社労法務システム

7 年税額を算出

個人毎に年税額算出結果・進捗状況が確認できます

＜年末調整年税額確認メニュー＞

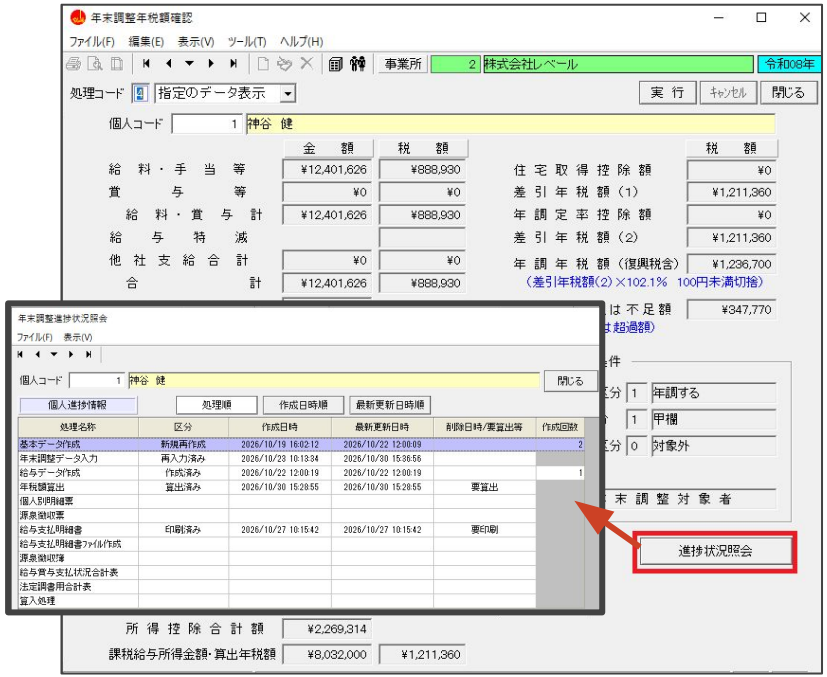

年税額算出結果を一覧で確認できます
Excelデータ出力も可能です

＜年末調整一覧表印刷メニュー＞

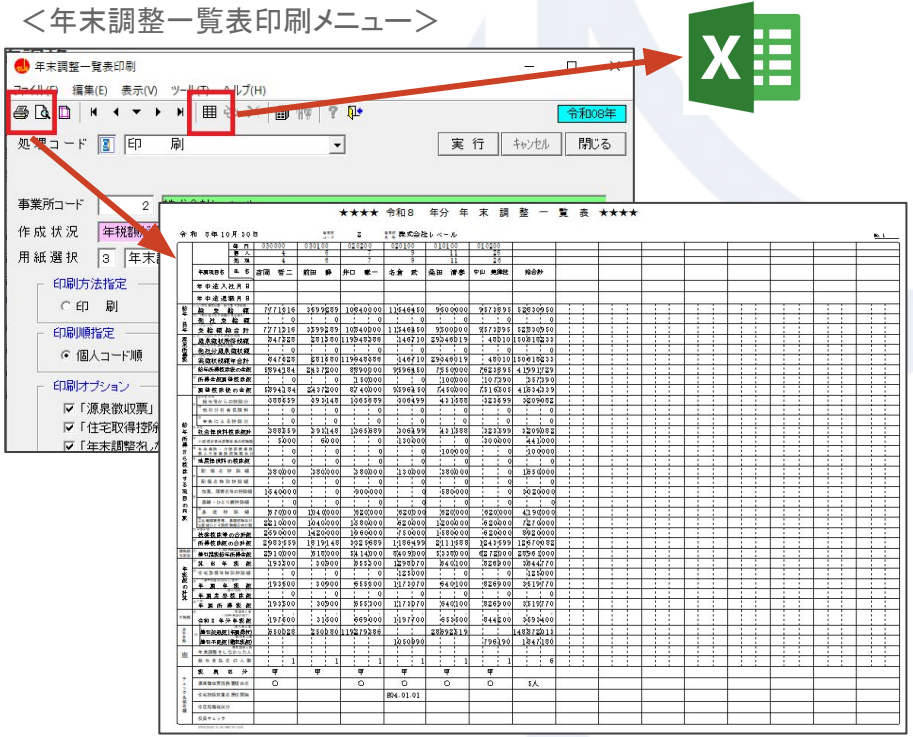

8 年末調整額を給与（賞与）へ反映

年末調整で算出した還付額、追徴額を給与・賞与に算入することができます

＜年末調整額算入処理メニュー＞

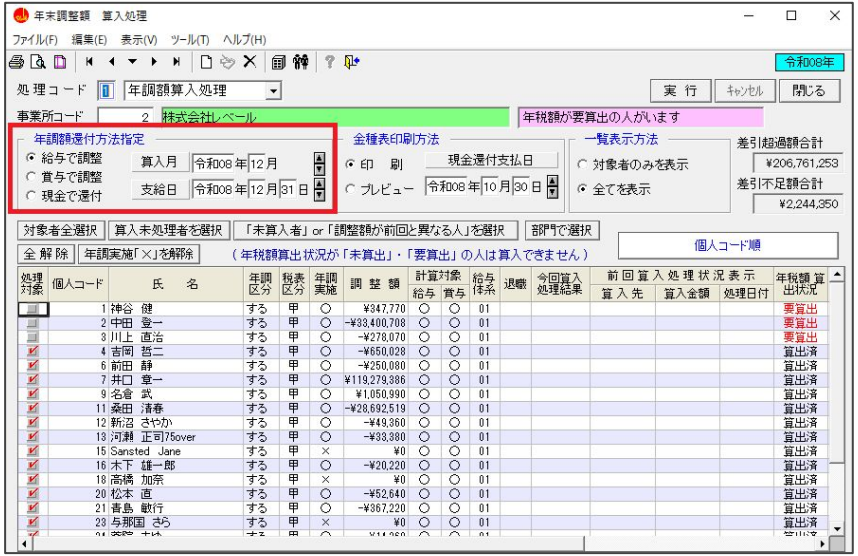

給与で調整

- 算入先の給与項目を作成しておく
  給与項目設定：控除ND　年末調整額
  （システム標準設定）
- あらかじめ算入したい月度の給与計算をしておく

賞与で調整

- 算入先の賞与項目を作成しておく
  賞与項目設定：1任意設定　年末調整額
  （手入力）
- あらかじめ算入したい月度の賞与計算をしておく

現金で還付

- 年末調整額のみの明細書を出力することができます

詳しくは･･･FAQ記事番号：372
【社労法務】年末調整　年税額算入手順

Lunoma
社労法務システム

9 源泉徴収票等各種帳票を出力

＜**源泉徴収票**メニュー＞
源泉徴収票、給与支払報告書を出力できます

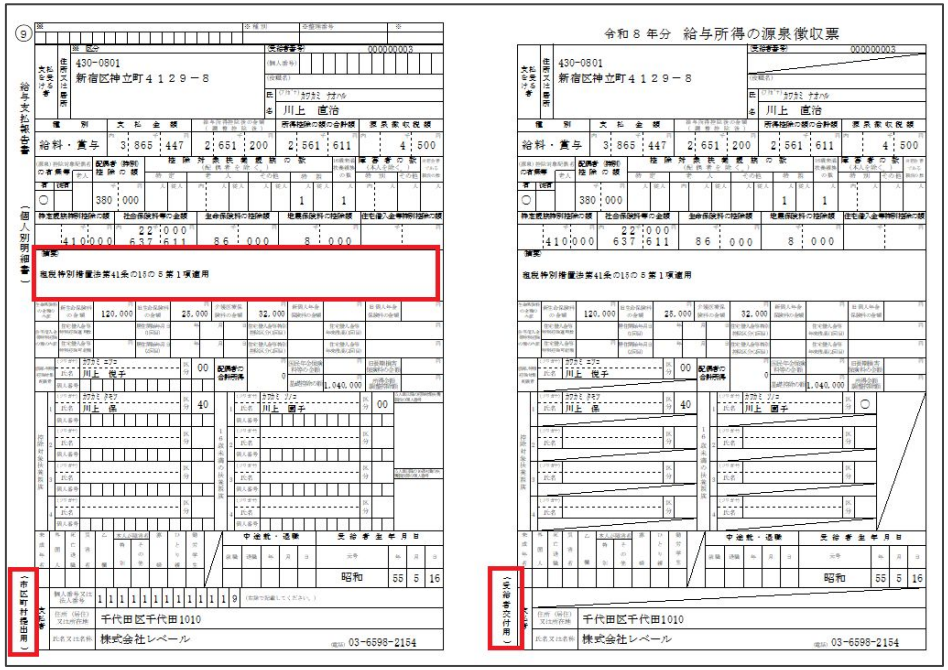

◆出力時の用紙選択で「市区町村＋本人」が初期設定となりました
※給与支払報告書の提出があれば税務署への提出は免除されます

◆税務署提出用のフォームに対応しました

◆新生命保険料控除の申告があり23歳未満の扶養親族が登録されている場合は摘要欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と印字されます

◆明細ZEROを利用しWEB明細として従業員に公開できます

◆【給与支払報告書】は
ELタックス用データ
光ディスク用データの出力が可能です

詳しくは･･･FAQ記事番号：86
源泉徴収票の出力手順およびよくある質問

Lunoma
社労法務システム

9 源泉徴収票等各種帳票を出力

＜源泉徴収簿メニュー＞

CSV形式でデータ出力可能

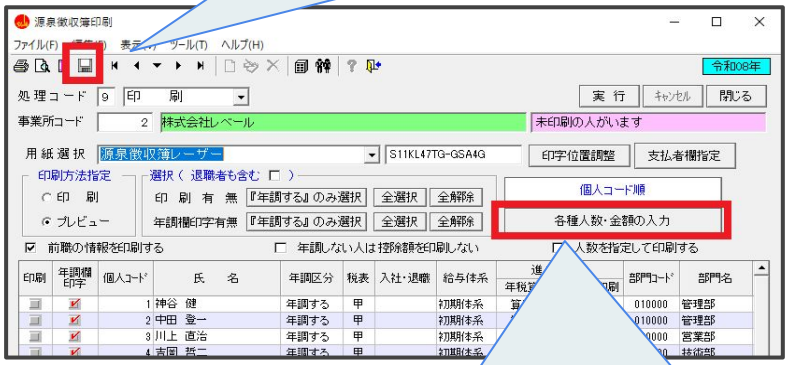

以下は自動印字はされませんので

「各種人数・金額の入力」から登録してください

- ●扶養親族等の数
- ●超過額の精算
- ●年末調整による不足税額
- ●不足額の精算
- ●超過額の清算
- ●不足額の清算

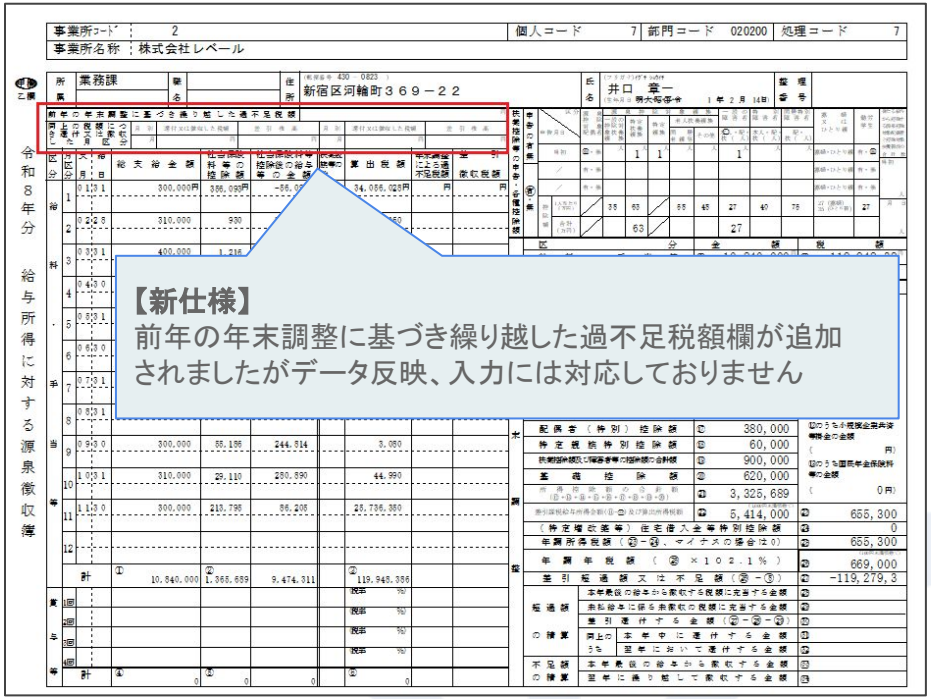

算出税額に▲印字はできません

国税庁より必須表記ではないと確認が取れておりますので
社労法務システムでは対応いたしません

詳しくは･･･FAQ記事番号：373

【社労法務】年末調整　源泉徴収簿の出し方

Lunoma
社労法務システム

9 源泉徴収票等各種帳票を出力

＜個人明細表＞

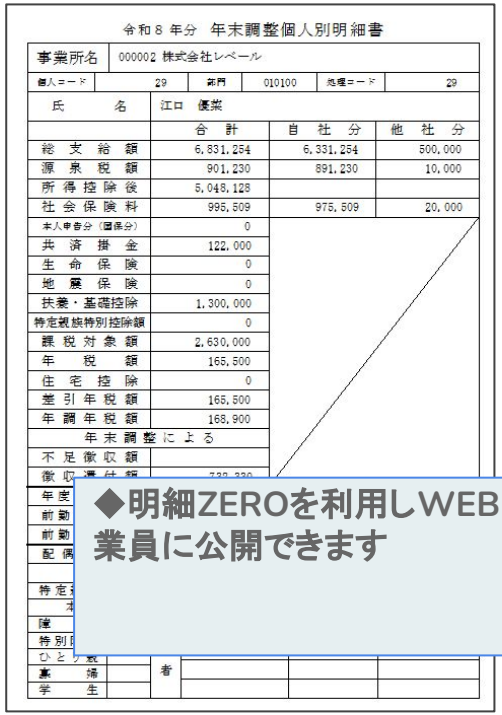

令和８年分　年末調整個人別明細書

事業所名	000002 株式会社レベール				
個人ｺｰﾄﾞ	29	部門	010100	処理ｺｰﾄﾞ	29
氏　名	江口　優菜				
	合　計	自　社　分	他　社　分		
総支給額	6,831,254	6,331,254	500,000		
源泉税額	901,230	891,230	10,000		
所得控除後	5,048,128				
社会保険料	995,509	975,509	20,000		
本人申告分（国保分）	0				
共済掛金	122,000				
生命保険	0				
地震保険	0				
扶養・基礎控除	1,300,000				
特定親族特別控除額	0				
課税対象額	2,630,000				
年税額	165,500				
住宅控除	0				
差引年税額	165,500				
年調年税額	168,900				
年末調整による					
不足徴収額					
徴収還付額	732,230				
年度					
前勤					
前勤					
配偶					
特定					
本					
障					
特別					
ひとり数					
裏　婦		者			
学　生					

◆明細ZEROを利用しWEB明細として従業員に公開できます

＜法定調書用集計表＞



令和８年分　給与所得の源泉徴収票の法定調書用集計表　Page. 1/ 1

事業所ｺｰﾄﾞ：　2　事業所名称：株式会社レベール　令和08年11月04日

支給総人員	左の内源泉徴収税額の無いもの	総支給額（非常用衣類等・賃与支給額）	源泉徴収税額		
			年税額	他社分	源泉徴収税額
21人	5人	391,353,528	130,933,773	10,000	130,923,773

源泉徴収票を提出するもの		
人数	総支給額	年税額
11人	362,866,537	130,802,173

源泉徴収票の提出者一覧表

No.	個人ｺｰﾄﾞ	部門ｺｰﾄﾞ	処理ｺｰﾄﾞ	氏名	総支給額	年税額
1	1	010000	1	神谷隆	12,401,626	1,236,700
2	2	010000	2	中田晃一	11,882,455	941,600
3	4	030000	4	吉岡哲二	7,771,316	197,500
4	7	020200	7	井口章一	10,840,000	669,000
5	9	020100	9	名倉武	11,546,450	1,197,700
6	11	010100	11	桑田清孝	9,500,000	653,500
7	15	030100	15	SanstedJane	27,676,221	11,473,386
8	18	020200	18	高橋加奈	124,602,812	54,988,069
9	23		23	与那国さら	130,240,508	58,431,618
10	26	010200	26	中山美律哉	9,573,895	844,200
11	29	010100	29	江口優菜	6,831,254	168,900

◆法定調書を作成するための資料です
法定調書に転記をしてください

◆法定調書をシステムにて
作成出力はできません

9 源泉徴収票等各種帳票を出力

＜報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書＞

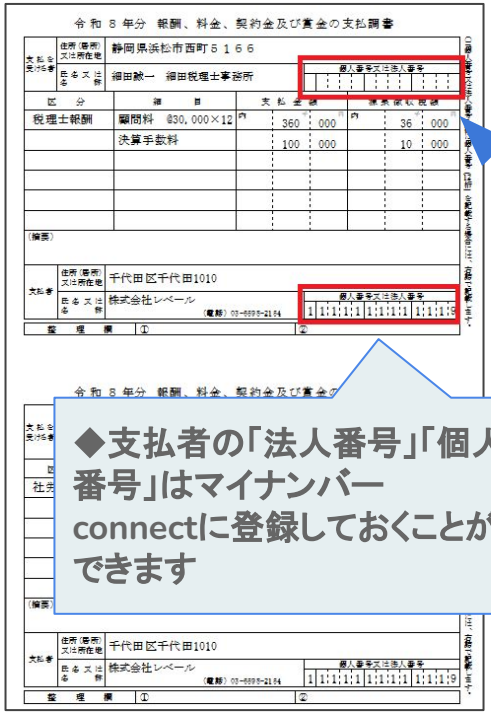

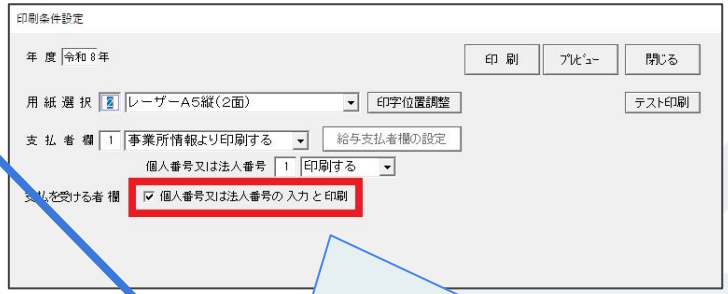

＜不動産の使用料等の支払調書＞

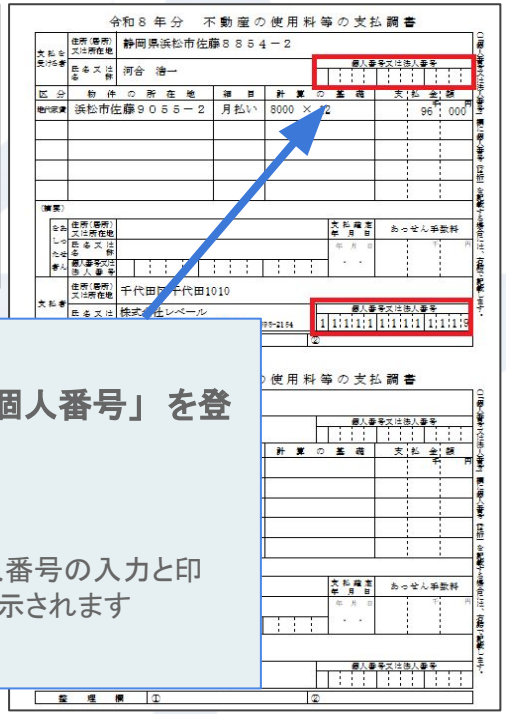

◆支払者の「法人番号」「個人番号」はマイナンバーconnectに登録しておくことができます

◆支払いを受ける者の「法人番号」「個人番号」 を登録しておけるメニューはありません
都度手入力が必要です

◆印刷条件設定画面で「個人番号又は法人番号の入力と印刷」にチェックを入れると番号入力画面が表示されます